

平成29年度 第3回栃木市総合教育会議 会議録

1. 日 時 平成30年1月29日(月) 午後3時00分～午後4時15分

2. 場 所 栃木市役所 正庁

3. 出席者

(構成員) 鈴木俊美 市長、後藤正人 委員(委員長)、
荒川律 委員(委員長職務代理者)、福島鉄典 委員、
西脇はるみ 委員、若林由美子 委員、林慶仁 委員、
赤堀明弘 委員(教育長)

(事務局) 茅原 総合政策部部長、高橋 教育部長、寺内 総合政策課長、
天海 教育総務課長、大橋 生涯学習課長、島田 生活福祉課長、
高橋 生活福祉課課長補佐、石川 子育て支援課長、
三谷 学校教育課課長補佐、篠崎 学校教育課副主幹

4. 内 容

(1)開 会

(2)あいさつ

○鈴木市長

久しぶりの教育会議ですが、皆さんと議論ができますようお願いいたしまして、冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(3)協議・調整事項

①栃木市教育大綱(案)の策定について

○事務局

※資料により説明を行った後、協議に入った。

○鈴木市長

中身の議論に入る前に、読点やページ数の間違い等については、製本時に校閲をしてください。では、中身について、皆さんからのご意見をうかがいたいと思います。

○鈴木市長

皆さんよろしいですか。

○鈴木市長

皆さん良いとのことですので、この内容でまとめていくということをお願いします。

②子どもの貧困対策推進計画(案)及び子どもの居場所づくりについて

○事務局

※資料により説明を行った後、協議に入った。

○鈴木市長

先ず、子どもの貧困対策推進計画からいきます。概要版と素案がありますが、お気づきの点がありましたら、お願いします。

○鈴木市長

無ければ、私の方から、子どもの貧困についての定義が37ページに出てくると思いますが、法律にも国の大綱にも明確な定義はないのですか。

○事務局

明確にはありません。

○鈴木市長

そうであれば、国民生活基礎調査の中に出てくる文章が、概念だと思います。確かに、子どもの貧困と言うと、食べ物や着る物、あるいは住まいもままならないようなものがイメージされますが、それだけではないということが書いてあると思います。この計画は、子どもの貧困対策の計画なので、子どもの貧困とは何かという部分が、後の方の37ページというのは、順番が違うのではないかと思います。あるいは、37ページでも良いけれども、その前に、子どもの貧困に関する計画を論じていく、記載していくうえで、先ずは、これから計画の中で推進していく子どもの貧困とはこういうことで、そのことについて、以下計画をしていくと言った方が良いのではないかと思います。具体的には1ページの最初に、「厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると」と書いてあるので、ここで書くとか、あるいは、1ページの下の方に米印で書いておくとか、とにかく出来るだけ早いところで、これから議論していく子どもの貧困とはこういうものと述べた方が良いでしょう。

2点目は、43ページ、関連して49ページにも出てきますが、一覧表に③新奨学金制度、④奨学金制度とあり、それぞれ継続、新規と書いてあるが、名称がついている筈で、その名称にふれておいた方が良いでしょう。一見すると、別の奨学金を言っているのかと一瞬思うので、既に使っている名称にも触れておいた方が良いでしょう。先ず、最初の子どもの貧困の概念、考え方を出来るだけ先にもってきた方が良いでしょう。このことについて、皆さんいかがでしょうか。

○後藤委員

子どもの貧困について、他県がどういう取り組みをしているのか、ホームページを見まして、どこの県もという訳ではありませんが、「子どもの貧困とは何」ということにページを割いている都道府県がありました。純粹に子どもの貧困を語る時、どうとらえるかと言う枠がないと、中身がかなり広いので、市長が言われたようにもう少し前段に持ってきて、枠組みをしっかりと書いて、読み手がすっきりすると思います。1ページ目の下の方の8行目に「貧困の問題は、経済的な要因だけではなく」とあるが、「子どもの貧困は何であるか」というところで、この文章を結構使っていますので、全く新しいものを作り直すので

はなく、この文章を十分に活かすことで、もう少し軸がしっかりすると思います。

○鈴木市長

私もそう思います。そのことについて事務局の方で何かありますか。

○事務局

委員の皆様の言われる通りだと思います。当初、この子どもの貧困について考え方が欠落しており、後から現在の場所に入れ込みました。第1章の中か一番下のところに、入れたいと思います。

○鈴木市長

私の先入観かもしれませんが、子どもの貧困と聞くと、すぐに子ども食堂、食べられない子どもが行く所を作っていくと連想してしまうので、それだけではなく、中身はもっと広い問題というのを分かってもらう方が良いと思います。もう一つ指摘した奨学金の名称を入れてほしいことについて、事務局はどうですか。

○事務局

担当課に確認のうえ、入れたいと思います。

○鈴木市長

これについて、みなさんの方から何かありますか。

○林委員

子ども食堂について、今現在、どのくらいの利用者がいますか。

○事務局

平成28年度の実績では、延べ人数で利用者が80名、ボランティアの方が100名程度です。今のところ、ひとり親家庭福祉会が行っておりますので、ひとり親家庭がメインですが、それ以外の方も徐々に増えています。

○鈴木市長

これについては、この後の「子どもの居場所づくり」のところでも、また説明します。この「貧困対策推進計画について」は、良いですか。

それでは、「子どもの居場所づくりについて」に移ります。これについては、お気づきになったこと、あるいは要望等が何かありましたら、お願いします。

○若林委員

ネグレクトの子どもとか、親が送迎してくれないことが多いと思うのですが、福寿園まで送迎してくれるということですか。それとも学校にも送迎してくるという意味ですか。

○事務局

基本的には、要支援児童健全育成事業の対象となる児童についてはネグレクトとか、虐待に晒されている子ども達が対象ですので、あまりオープンにするのではなく、自宅から福寿園へ送迎、又は学校の帰りにあまり見えない所から福寿園に送迎することを想定しています。保護者の同意は得ますが、ネグレクトなどに遭っている子ども達を呼んで指導するので、あの子はいつも福寿園に行っているということが分からない形での送迎を考えています。

○鈴木市長

それに関して私からも、送迎は保護者が行うということですか。

○事務局

この事業の中では、食事と学習支援が必須事業となり、入浴、洗濯、送迎は任意の補助事業となりますが、栃木市の場合は、基本的にすべてを網羅することを考えており、保護者でなく、委託する事業者が送迎をして、保護者の元に送り届けることを考えています。

○鈴木市長

具体的には、どういうところが事業を行ってくれるのですか。

○事務局

子育てネットワークというのが栃木市にあり、その中のNPO法人で調整をしているところです。

○鈴木市長

お金は取るのですか。

○事務局

取らないです。

○鈴木市長

お金を取らずに大丈夫ですか。

○事務局

そんなに大勢の子ども達ではなく、要保護児童対策地域協議会において、要支援児童として認定された子どもは全部で275名、その中で虐待を受けているのは100名程度になり、そこから保護者の同意を得て、お風呂に入るとか、ご飯を食べるとかの基本的習慣ができていない子ども達を優先的に支援していくことで始めていく予定です。

○鈴木市長

市から委託料を払うのですか。

○事務局

委託業務と考えております。子どもの居場所づくりサポート事業のイメージ図がありますが、県から補助金を2分の1いただいて、それを糧にしてやっていきたいと考えています。安くてもお金をとるとなると、保護者の同意を得られない場合もありますので、こちらから指名をするような形で、その子を優先的に虐待やネグレクトから護って、生活習慣を身に付けさせるところから始まっていきたいと思っています。

○鈴木市長

他にいかがですか。

○後藤委員

支援を必要とする児童であるということを決めるプロセスが非常に難しいと思います。保護者が認めないとか、様々な支援制度の支援が必要だと、民生委員や学校が分かっているけど、自分の子どもに不利益があるのではないかとか、あるいは差別や偏見を受けるのではないかとという先入観で受けようとしなないことがあります。市役所の窓口に行くのが怖いという保護者も少なくないです。そういうことも含めて、出来るだけ保護者の側に立ちながら、保護者の思いや悩みに傾聴しながら進めていかないと、システムがあっても、どれだけの子ども達、保護者が支援制度を利用するのでしょうか。現に国の調査では6人に1人が貧困問題を抱

えており、特にひとり親家庭の貧困率は、50.8%という驚異的な数です。保護者の心情を考えた上で、様々な政策をいかに広報していくか、広報の仕方もかなり工夫が必要と思います。

○事務局

子どもに対しても、保護者に対しても不利益にならないようにということは、デリケートなところですので、十分承知しています。要保護児童対策地域協議会の中には、学校の関係者、医師会関係者、民生委員、県南児童相談所、法務局などが入っており、その中でケース会議をもって、子ども達を支援すると考えています。あくまでも保護者からの同意をいただくということで、要綱を作っていきたいと思います。

○鈴木市長

保護者から同意を取るのは、職員になるので、大変だと思いますが、出来るだけ説得をできるようにする必要があります。それから、福寿園には、高齢者などがたくさん来ていますが、福寿園の本業はどうなりますか。

○事務局

何度か福寿園の指定管理者等と協議しまして、改修する場所につきまして、利用者グループと相談しながら調整しました。使う部屋は一部分ですので、大広間や大浴場等はそのまま継続して使用できます。

○鈴木市長

あくまで別スペースですか。

○事務局

2部屋を改修して、入浴施設と調理場を造ります。

○鈴木市長

福寿園という名称を変更する訳にはいかないのですね。

○事務局

将来、公共施設の棲み分けがどうなるかで考え方が変わるとは思いますが、今のところはそのままです。

○鈴木市長

それでは、子ども食堂についてはいかがですか。現在は1か所で、それは「子どもひまわり食堂」ですが、それ以外に、境町の施設と、大平のゆうゆうプラザ内でも行っているのですか。

○事務局

大平ゆうゆうプラザの中で、去年の夏休み中に、クールビズも兼ねて、指定管理者と任意団体で協力して、子どもの学習室ということで、休館日以外は常時開けていました。

○鈴木市長

藤岡はどうですか。

○事務局

藤岡はこれからです。

○鈴木市長

岩舟や栃木でも他のエリアはどうですか。

○事務局

吹上地区でも声が上がっていましたが、福寿園が動き出しましたので、ひとまず止まっています。

○鈴木市長

都賀、西方ではないのですか。

○事務局

聞いていません。

○鈴木市長

出来れば、栃木地域では1か所だけではなく、3か所くらいあれば良いと思います。境町の施設が始まれば、2か所目になりますが、境町の施設は、食べるのに困っている子どもだけではなくて、誰でも良いのですか。

○事務局

栄養士が中心となり、食育を中心に子どもの集える場所をやりたいということで、食事の提供と学習支援もあります。

○鈴木市長

なんとか応援していければということです。他の地域でも出来るだけ増やしていければ良いと思います。

○福島委員

何歳が対象ですか。非常に良い事業だと思いますが、近い子は良いが、遠い子は対象外になってしまい、逆に差がついてしまって、事業としてやったほうがよいのか、やらない方がよいのか、少し疑問です。

○事務局

おっしゃるとおりでして、公園や児童館、図書館などが近くにある子ども達はそういう所に行けますが、無い所の子ども達を地域で見守りましょうというのが、子ども食堂の基本的なスタンスです。地域でそういう醸成が出来ればと思いますが、市がここに造ってくださいではなく、あくまでボランティアでやっていただいています。大平のゆうゆうプラザで子ども学習室を行いました。勤労青少年ホームであれば、調理場も、遊び場もあり、近くには児童館や図書館、公園もあるので、勤労青少年ホームに変更して行うのも良いのではないかと検討されているということもあります。地域の独自の考え方で進めてもらうのが本来です。

○福島委員

これからいろんな所で出来てくるかもしれないですね。

○事務局

他でも行っていただきたいのは、やまやまですが、ボランティアさんが行っていただくのが基本ですので、地域で子ども達を見守りましょうということです。

○鈴木市長

ご指摘ももっともですし、答弁ももっともです。例えば、福祉政策の一環でやっているはつらつセンター事業やいきいきサロンなどと組み合わせて、高齢の人が多いところで、若い人が一緒になって行ければ、より一層良いと思います。そういう広がりが出来ていけば、細やかなエリアの中でやっていけると思います。

○事務局

今日の新聞にも出ていましたが、城内のヤオハンのスペースのように、子育て中のお母さんが楽しかったとのコメントが載っていましたので、そのように考えていただければ、多世代の交流もできると思います。

○鈴木市長

これはこのへんでよろしいでしょうか。次は「ネットトラブル対策について」です。

③ ネットトラブル対策について

○事務局

※資料により説明を行った後、協議に入った。

○鈴木市長

皆様から何かありましたらお願いします。

○福島委員

インターネットは授業で教えていると思いますが、その際に、ネットトラブルの怖さや対策をどの程度教えているのか教えてください。

○事務局

インターネットを利用した授業でもそうですが、県の方で作成しているネットトラブル事例と予防ということで各校、子ども達に指導しています。中学校では技術家庭で子ども達直接扱わせて危険性について指導する時間があり、小学校では、学級活動や集会の時間を使い指導しています。

○福島委員

それはスマートフォンでも行いますか。

○事務局

はい。

○福島委員

基本は持つなど言っていますが、持っている子は当然いるわけで、フィルタリングなどの指導もしていますか。

○事務局

リーフレットで、インターネットトラブルから子ども達を守るというものを作成しております。以前は、持たせない指導でしたが、これからの世の中、正しい使い方の指導に切り替えていかなければならないだろうということで、中身の見直しを行いました。このリーフレットを使って、学校によってはPTA総会や家庭訪問の際にリーフレットを各家庭に持っていき啓発をお願いしています。

○鈴木市長

法律でフィルタリングが努力義務にしていますが、努力義務ではなく強制にしないと駄目ではないでしょうか。そこまでやらざるを得ないという気もします。販売事業者に義務付けて、新規購入の際に子どもに持たすことがわかれば、フィルタリングをかけなければ、販売できないなどです。ある程度のところまでは、

努力義務のままでは、無理だと思います。本当に難しいです。子どもだけではなく、大人も毒されていると思います。

○後藤委員

ネットによって誹謗中傷を受け、せっかく入った大学を辞める学生が毎年います。最終的には保護者が来ますが、殆ど親もタッチしていません。法律に保護者の責務とあり、ここでいう青少年は大学生も含めれば同じことが言えると思います。友達に継続的に、陰湿的に悪口を言われる。それとは別で大学の授業でちょっと手の抜いたものを見ると、インターネットで先生の個人名が出てくる。とにかくスピード感が速く、悪用しようと思えば、幾らでも悪用できるので、どの情報が正しいのか、子ども達が、情報選択能力を小さいうちから持っていないと、事実でない風評のようなものをあたかも事実のように受けて、その気になってしまう怖さがあると思います。インターネットによる誹謗中傷によって辞めざるを得ない学生がにわかに増えているということは大きな課題として受け止めています。学生にはやっていますが、親を集めて話すという訳にもいきません。もう依存症です。気が付いたら、午前様になっているなど夢中になってしまうこともあり、大きな課題として受け止めています。

○鈴木市長

悪い意味ではないですが、今は、文字の書いてある辞書を引く人は殆どいません。インターネットには、調べればすぐに出てくる便利な機能も確かにあります。

この辺でよろしいですか。それでは、予定された議題が終わりました。それぞれの課題についての議論ができたと思います。以上で終了します。

(4) その他

※教育委員会と國學院大學栃木短期大学との連携について情報提供を行った。

※事務局から次回の日程等について説明を行った。

(5) 閉会 (16:15)